

福地福第 112-1 号
令和 5 年 7 月 14 日

社会福祉法人福岡市社会福祉協議会
会 長 谷川 浩道 様

福岡市長 高島 宗一郎
(福祉局生活福祉部地域福祉課)



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

2023 年 7 月 17 日から 2028 年 7 月 16 日まで